

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第二百三十七号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。 第八条の三第三項第六号及び第八条の四第三項第一号の改正規定（現行のとおり） 第九条の見出し中「規模」を「規模等」に改め、同条に次の一項を加える。 2 条例第二十条に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第二十</u>条各号のいずれかに該当する建築物とする。 第九条の二から第十条までの改正規定（現行のとおり） 第十条の二第二項中「<u>前条第二項各号</u>」を「<u>前条第三項各号</u>」に改め、同条第二項中「<u>第十八条第二号又は第三号</u>」を「<u>第二十</u>条各号のいずれか」に改め、同条第三項中「<u>前条第一項</u>」の下に「第二項」を加える。 第十一条から第十三条の五第四項までの改正規定（現行のとおり） 第十三条の五の二第一号及び第二号中「<u>前条</u>」を「第十三条の五」に改め、同条を第十三条の五の九とし、第十三条の五の次に次の七条を加える。 （中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守）	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。 第八条の三第三項第六号及び第八条の四第三項第一号の改正規定（略） 第九条の見出し中「規模」を「規模等」に改め、同条に次の一項を加える。 2 条例第二十条に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第十八</u>条各号のいずれかに該当する建築物とする。 第九条の二から第十条までの改正規定（略） 第十条の二第二項中「<u>前条第二項各号</u>」を「<u>前条第三項各号</u>」に改め、同条第二項中「<u>第十八条第二号又は第三号</u>」を「<u>第十八</u>条各号のいずれか」に改め、同条第三項中「<u>前条第一項</u>」の下に「第二項」を加える。 第十一条から第十三条の五第四項までの改正規定（略） 第十三条の五の二第一号及び第二号中「<u>前条</u>」を「第十三条の五」に改め、同条を第十三条の五の九とし、第十三条の五の次に次の七条を加える。 （中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守）

第十三条の五の二（現行のとおり）

2 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

二 建築物省エネ法第二十条各号のいずれかに該当する建築物

三 （現行のとおり）

3 から7まで （現行のとおり）

第十三条の五の三から第十三条の五の八まで （現行のとおり）

別表第一の五中「第九条の二」の下に「及び第十三条の五の二」を加え、同表の前に次のように加える。

（現行のとおり）

別表第一の五に一の項として次のように加える。

（現行のとおり）

別表第一の五 二の項の次に次のように加える。

三 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー性能基準

基準		区分			
	イ 建築物省エネ法	ロ 建築物省エネ法	ハ 建築物省エネ法	(現行のとおり)	
	第二十一	第二十四	第二十一		
	条第一項に規定する特定一	条第一項に規定する特定一	条第二項に規定する特定共		
	戸建て住宅建築主が新築す	戸建て建設工事業者が新築す	同住宅等建築主又は建築物		

第十三条の五の二（略）

2 （略）

一 （略）

二 建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物

三 （略）

3 から7まで （略）

第十三条の五の三から第十三条の五の八まで （略）

別表第一の五中「第九条の二」の下に「及び第十三条の五の二」を加え、同表の前に次のように加える。

（略）

別表第一の五に一の項として次のように加える。

（略）

別表第一の五 二の項の次に次のように加える。

三 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー性能基準

基準		区分			
	イ 建築物省エネ法	ロ 建築物省エネ法	ハ 建築物省エネ法	(略)	
	第二十八	第三十一	第二十八		
	条第一項に規定する特定一	条第一項に規定する特定一	条第二項に規定する特定共		
	戸建て住宅建築主が新築す	戸建て建設工事業者が新築す	同住宅等建築主又は建築物		

別表第一の五備考の改正規定 (現行のとおり)	四 (現行のとおり)			
	建築物の熱負荷の低減に関する基準	(現行のとおり)	る同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	る同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの
	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	(現行のとおり)	る同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	る同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	省エネ法第二十四	省エネ法第二十四
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	る部分	る部分
別表第一の五備考の改正規定 (略)	四 (略)			
	建築物の熱負荷の低減に関する基準	(略)	る同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	る同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの
	設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	(略)	る同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	る同項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの
	(略)	(略)	省エネ法第三十一	省エネ法第三十一
	(略)	(略)	る部分	る部分

別記第三号様式の一及び第五号様式の改正規定
(現行のとおり)

別記第三号様式の一及び第五号様式の改正規定
(略)